

家庭用生ごみ処理機器購入費補助金が拡充されます

町では、これまで1世帯あたり1台を限度として電化製家庭用生ごみ処理機の購入費に対して補助をしていましたが、更なるごみの減量化や生活環境衛生の向上を図るために、平成31年4月より、5年以上経過した電化製家庭用生ごみ処理機の更新費用やコンポスト容器の購入費用についても新たに補助対象としました。

補助対象 ○ 電化製家庭用生ごみ処理機の購入費

⑨ 5年以上経過した電化製家庭用生ごみ処理機の更新費用

(1世帯あたり1台まで、平成31年4月1日以降に購入したもの)

⑨ コンポスト容器の購入費

(1世帯あたり2台まで、平成31年4月1日以降に購入したもの)

補助額 購入費の1/2、上限3万円

必要なもの 申請書、領収書と保証書の写し、印鑑(認め印)、口座が分かる物(通帳等)

お問い合わせ先 住民課